平成２２年（フ）第１３４号
京都府宇治市木幡陣ノ内30番地の２　ブライトンヒル佐伯203号
債務者　中野　俊樹
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
京都市下京区西七条東久保町６番地
債務者　大塩　智幸
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
京都市下京区西七条東久保町６番地
債務者　大塩　和美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
京都市伏見区久我森の宮町14―148　森田方、住民票上の住所大阪府茨木市中総持寺町14番５号
債務者　林木工所こと　林　　幸雄
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
京都市南区久世殿城町524番地　栄広荘112
債務者　松元　勝弘
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字里垣内21番地
債務者　吉田　淳史
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５３０号
京都市南区上鳥羽南中ノ坪町118番地２
債務者　蔡こと　金　　喜子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５７４号
京都市伏見区向島津田町171番地２　ドルミ高矢301号室
債務者　浪崎　嘉人
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９８号
京都府八幡市上津屋里垣内７番地の25
債務者　田中　勝史
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９９号
京都府八幡市上津屋里垣内７番地の25
債務者　田中恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２７号
京都市東山区蒔田町554番地18、住民票上の住所京都市左京区上高野西明寺山33番地の24
債務者　牧野　峰丈
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
広島県呉市広町田２丁目２番15号
債務者　池本　　茂
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第６２号
広島県呉市阿賀中央８丁目８番５号
債務者　松本　　舞
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２６号
高知県高岡郡佐川町永野2620番地１
債務者　森田　一秀
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１６号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別355番地の78
債務者　伊藤　真希
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第２５号
山形県新庄市大字飛田553番地
債務者　笹　　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１１２号
長野県須坂市望岳台16番地６
債務者　大日方和子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係